

『蜻蛉日記』兼家の求婚歌到来の場面・追考

— 上巻前半部の「序段」としての役割 —

堤 和 博

はじめに

本稿で取り上げるのは、前稿^①に引き続き『蜻蛉日記』上巻序文直後の兼家からの求婚場面である。そのうち、本稿で検討する主たる箇所を、後の論述の都合上記号を付して示しておく。^②

- ① さて、あはつけかりしすぎことどものそれはそれとして、
 ② 柏木の木高きわたりより、かくいはせむと思ふことありけり。
 例の人は、
 ① 案内するたより、もしは、なま女などして、いはすることこそあれ、
 これは、
 ② 親とおぼしき人に、たはぶれにも、まめやかに、ほのめかししに、

- ③ 「便なきこと」といひつるをも、知らず顔に、
 ④ 馬にはひ乗りたる人して、打ちたゝかす。
 ① 「誰」などいはずにはおぼつかかなからずさわいだれば、もてわづらひ、
 ② 取り入れて、持て騒ぐ。

一文ごとに丸囲みアルファベットを付け、さらに一文の中を内容によって丸数字を付けて分けておいた。「例の人は、」と「これは、」は、その対比の構図を後に問題にする関係上、丸数字からは外しておいた。傍線部については後述する。さらにこの続きも予め引用しておくが、ここは纏めて①とする。なお、①②全体を、以後、「当該場面」と呼ぶ。

見れば、紙なども例のやうにもあらず、いたらぬ所なしと聞き

ふるしたる手も、あらじとおぼゆるまで悪しければ、いとぞあやしき。ありけることは、

① 音にのみ聞けば悲しな時鳥こと語らはむと思ふ心あり(1)とばかりぞある。「いかに。返りごとは、すべくやある」など、さだむるほどに、古代なる人ありて、「なほ」と、かしこまりて、書かすれば、

語らはむ人なき里に時鳥かひなかるべき声な古しそ(2)

前稿に加えて拙著^③で示した当該場面に對する考察のうち、本稿の論旨と関わりの深い部分を簡潔に纏めておけば次のようになる。

道綱母は兼家との間に「歌物語的世界」が構築されるのを望んでいたという篠塚純子の指摘がある。篠塚はこれを具体的には「夫との和歌の贈答すなわち歌によるコミュニケーションを……深く心に置いていた」とも言っている。この指摘の驥尾に付す形で上巻前半部を考察したのが拙著である。正統な古今調の修辭技巧で彩られた和歌を遣り取りすることで兼家との愛情を確認したい、それも、当時の風習からして当然のこととして兼家の贈歌で始まる贈答歌の成立で愛情確認をしたいという道綱母の願いと、そんな願いは結婚成立後は成就することなく崩壊に向かっていく有様が上巻前半部には描かれていると読み取った。それを念頭に置いて当該場面を分析すると、これから求婚歌を巡って兼家との間に「歌物語的世界」が築

かれると期待しながら、その期待が叶えられなかった顛末が描かれ、結婚成立以降に展開する上巻前半部の内容を象徴的に先取りしている、言わば上巻前半部の「序段」の役割を果たしていると、前稿で考えたのである。

この考えを示すのに、前稿では①の兼家の歌の前にある「いとぞあやしき」の解に重点を置いて当該場面の読解を試みたが、本稿では、曖昧な表現も多くて解釈の定まらない所も多い当該場面のうちから特に①②までを取り上げて検討する。そして、前稿で示した考えを補強する試解を提示する。それは、当該場面では道綱母にとつて最も重要であった和歌(ここでは求婚歌)に焦点が中てられる構文がとられているとみる試解である。試解と言っても、『蜻蛉日記』にどう書かれているかを最重視しての客観的な読み取りを目指すのは勿論であるが、作品の性格上、道綱母の内面にも同時に迫る場合もある。また、前稿に對する補正も含まれてくる。前稿並びに拙著も併せ読まれることを願う。

一、第一文目の役割と求婚歌の到来

④ノ①は全体の前触れのような一節とみて、最初に④ノ②から取り上げる。ここではまず傍線部をどう解するかについて、特に「いは」の解を巡って二つある解釈を確認しておく。その一つは(道綱母に)結婚を承諾させると解する説で、もう一つは求婚の意思を伝えさせ

ると解する説である。前者は「講義」などに見えるかなり古い説で、「いは」に関して「全注釈」が『後撰和歌集』の詞書と『うつほ物語』から用例を引きながら「かかる「いふ」は結婚を申し込むこと」と指摘したこともあり、現在では後者が通説になっている。ちなみに、「かく」についても、「その伝えさせる意向の具体的内容を省略した言い方。省略しても求婚とだけは読者にすぐわかる。」と言う「全注釈」の説明に従ってよい。

さらに①②については、その書き方からして、「以下の記事内容を先取りした表現」だとみられる点が重要だと私は考える。周知の通りこのような書き方は物語によくあるものだが、『蜻蛉日記』上巻の中から類似例を探すと、陸奥に赴任する倫寧との離別の場面で「……わが頼もしき人、みちのくにへ出で立ちぬ。」と書いてからその顛末の詳述に移る所が挙げられる。つまり、「わが頼もしき人」が「柏木の木高きわたりより」にあたり、「みちのくにへ出で立ちぬ」が「かくいはせむと思ふことありけり」にあたること見做せる。ただ違うのは、「みちのくにへ出で立ちぬ」が具体的にであるのに比べて、「かくいはせむと思ふことありけり」は曖昧な表現であるところである。

では、①②が先取りしている記事内容はどこまでなのだろうか。考えられるのは、③④までか、⑤⑥までかのいずれかであろう。ただし、③④までであるならば、⑦⑧の内容は⑤⑥の内容に切

れ目なく直結して続いているので、広くとれば、当該場面の最後まで（⑧まで）をも含むと見做してよいと考える。

まず①②の先取りする内容が直ぐ後の③④まで、即ち次の文の途中までに限られるというのは、倫寧出京の場面と比べても自然だ。加えて、①②をわざわざ「さて、あはつけかりし……」と過去の恋愛沙汰に言及して始めておいて、その流れを一旦③④で切ってしまうのも不自然であろう。

よって、①②は③④までを先取りしていると思做される。その③④は騎馬の武官が来訪した様子の描写であるが、直後の⑦⑧以下の内容との繋がりがからして、要は本人の許に求婚の手紙を届けて来たことを言っているとみてよからう。同時に、先述の通り、①②の先取りする内容は、騎馬の武官が届けてきた手紙に纏わる顛末を描く⑦⑧をも含むとみてよいことになる。

これらを踏まえて曖昧な①②傍線部の意味について再考すると、求婚の意思を伝えると言っても、③④と同じく、仲介を置いて本人に求婚してくることを示唆しているとみられる。そういうことからしたら、①②傍線部あたりを「次のように使いにいわせようと思うことがあったのだ」と、おそらく③④を意識して「使いに」を加えて訳している「はるぶ」の訳は適切なものと言える。

さて、⑦⑧との繋がりがから騎馬の武官が手紙を持って来たことを実質的には指しているとみられる③④だが、拙著などで確認できた

和歌を重視する道綱母の思いや、また、実際問題として手紙には求婚歌（1番歌）しか書かれていなかったことからして、手紙と言っても最も重要なのは求婚歌であると考えなくてはならない点を強調しておきたい。当該場面全体を見渡して最も重要な内容（求婚歌とその返歌に密接に関わる事柄）を描くのは㉔であるのは明らかで、その中でも求婚歌そのものを最重要視する形で求婚の顛末が描写されている可能性を前稿でも指摘しておいた。㉑の先取りする内容に㉔も含まれると先程指摘した所以である。㉑が含まれるというより、むしろ㉑は兼家の求婚歌が開封される場所とそれ以降を描く㉔を重点的に意識していると見做すべきなのである。このような読みからすると、㉑の「柏木の木高きわたり」に対する増田繁夫の次の指摘は重要となる。

「柏木」は兵衛府の武官たちのしゃれた呼び名で、兼家をさす。それを「木高き」といったのは、兼家が権門の御曹司であったからであるとともに、あとの兼家の求婚の歌が郭公で仕立てられていたので、兼家を高い梢（すずみ）にいるほととぎすに見立てたのである。（傍線は、引用者）

傍線部以外は定説となっている事柄の指摘であるが、ここで注目されるのは定説を踏まえた傍線部の指摘である。この指摘によると、当該場面では、㉑の過去に「すぎこと」に一言触れた後に、㉑では早速に兼家の求婚歌（1番歌）を意識した叙述がなされ始

めているのである⁹。この点からも、㉑は求婚歌に最も強い関心を置いて書かれたもので、その求婚歌が到来した様子とその後を描く㉑から㉔を先取りする表現だと判断できる。道綱母にとつての求婚方法とは、どんな求婚歌がどんな方法で自分にもたらされるかを意味していたのである。当該場面は、兼家の求婚場面と言うよりも、求婚歌が到来する場面と言うべきである。

二、「例の人」の方法と騎馬の武官の来訪

以上のように読み取ってくると、㉑の①～③をどう位置づけるかが当然課題となる。

まずは㉑から考えると、それは㉑の④と対比するために置かれているとみる。㉑の中の傍線部は㉑の傍線部と類似した表現であるが、これほど近接しているからには、意味する内容は同じか同じに近いに相違ない。㉑の傍線部は仲介を置いて本人に求婚歌を届けることを意味していると先程確認した。よって、仲介の存在にしか触れていない㉑の「例の人」の求婚方法も、本人に対して求婚歌を届けることを言っているのが分かる。そこで、「案内するたより」「なま女など」をまともな乃至は最低限まともな仲介、騎馬の武官をまともでない仲介とみれば、この対比の構図が明確になるであろう。本人に求婚歌を届けるのに、「例の人」はまともな仲介を置くのに、兼家は異様な仲介で済ませてきたという対比

なのである。

右のような対比のために㉑ノ①は置かれて¹¹いるならば、この対比からは、まともでない仲介を寄こして自分に求婚歌を届けてきたことへの不満も読み取れる。この不満は㉑ノ④の書き方だけからでも十分に読み取れると思うが、㉑ノ①と④の対比は、その不満を一層浮き彫りにするためになされたものになる。

これと同様の見解が、工藤重矩¹²によって既に示されている。

この文脈は「例の人は…、これは馬にはひ乗りたる人して打ち叩かず」という文脈であろう。道綱母は、兼家が親に仄めかしたことを不満としているのではない。この文章に依るかぎり、不満は馬に這い乗った男に門を打ち叩かせるような文の、よこし方、方に対してであろう。(傍点は、引用者)

傍点部を「求婚歌のよこし方」に変えれば、私の考えと同じになる。しかし工藤の見解は、「この文脈」についての具体的な検討を経えないのが残念で、森田兼吉¹³によって、「これは」に直結する部分を飛ばすのはあまりにも不自然」と否定されている。それを、㉑ノ②との関連など、文脈・構文を分析しながら、妥当性を考えてみた。ちなみに、㉑ノ②の直前「これは」がどこにかかるかという点、工藤の発言の中にもある通り、当然「打ちた、かず」にかかることになり、この点は「全注釈」が指摘している。

さて、㉑ノ①と④が対比されていることの蓋然性を高めるため、

騎馬の武官が使者とされた件に道綱母が不満であったことを続く㉑ノ①の叙述との関連性からも確認しておきたい。そのために、一旦㉑ノ①に移る。

㉑ノ①の中にも、「さわいできれば」は誰の様子であるのかという解釈上の問題がある。一つは道綱母の侍女達が騒いだとする説である。この説について前からの続きを考えると、「再三話があつたりして、もう兼家の使者であることは分りすぎてゐ」て、「今を時めく師輔公の御曹子よりの求婚文第一号だといので一家が色めくのである」と説明される。もう一つは騎馬の使者達が騒いだとする説である。この説では前からの続きは、「どなたさまから」と応対させるまでもないくらい、あまりにはっきりと「使者が来意を告げたり、その供人がさわめいたりした」と説明される。

ところで、道綱母にどんな方法で求婚歌もたらされたとしても、その方法は道綱母の記憶に強く刻まれたに違いなからうが、特に騎馬の武官を介してであったのが強烈に印象に残ったと想定される。そもそも、道綱母の家（正確には道綱母の母の家）が騎馬の武官の訪問を受けること自体が普通はないであろうからである。誰が騒いだのかを考えるには、そんなことも考慮しておく必要があると思う。そこで、「さわいできれば」を侍女達が色めいて騒いだことれば、このあたりの記述を見ても使者が騎馬の武官である点に道綱母側では驚かなかつたがごとくである。それではわざわざ「馬にはひ乗り

たる人して、打ちた、かす」と言つて「誰」などいはずするには、……と続ける所に、有機的な繋がりが見出せない。また、侍女達が色めいて騒いだのを描写するのは、㉔ノ㉕の「取り入れて、持て騒ぐ」であろう。よつてここは、騎馬の武官の来訪に道綱母側で驚いて慌てて誰何するところだが（普通の使者なら兼家からだと推測できたろうが）、その必要も無いくらい使者が大声で名乗りを上げたりしたという様子が描かれていると読み取るべきだ。そうすると、㉔ノ㉕での使者の武骨さとも繋がつてくる。また何よりも、「全注釈」の「下の「もてわづらひ」云々は作者の家の者のことで、それを招き起したのが、この「さわいだれば」であるから、これは使者のことと取らなくてはなるまい。」という説明が、当を得ていると思う。

このように、「さわいだれば」は騎馬の武官の騒ぎだと解するのが最も妥当であり、それを結論としたい。だが、「全講」の次の解が否定しきれないとも思う。

父を通して、作者や侍女たちには、既に兼家求婚のことは知らされていたが、「馬にはひのりたる人」というような、異例の使者だから、作者の周囲の者が騒いだので、処置に困つたのである。掠奪婚の名残を思わせる強引さが、作者とその周囲にショックを与えたと見られる。（傍点は、引用者）

傍点のように解しているが、この説明だと騎馬の武官の来訪に

対する侍女達の驚きも読み取れる。また、その驚きの由来を「掠奪婚の名残を思わせる強引さ」と言うのは譬えて言っているのだと思うが、そうすると、道綱母や侍女達が受けた「ショック」は、なるほどそれ程までに強かつたであろうとも想定できるのである。

しかし、たとえ「全講」の解釈が当を得ているにしても、求婚の使者が騎馬の武官であったことに道綱母は驚き戸惑つたことが、㉔ノ㉕の描写の背景にあると考えられるには違いない。この読み取りに㉔ノ㉕と㉔ノ㉕の対比の構図を加味すると、武骨な武官が求婚を届けてきたことへの驚きと失望が㉔ノ㉕で浮き彫りにされてさらに使者の武骨さが描かれる㉔ノ㉕に続いていくと見て取れよう。

三、物語世界に対する憧れと

騎馬の武官来訪への不満

であるならば、㉔ノ㉕についてみると、後の内容を先取りする㉔ノ㉕との関連からすると求婚歌に収斂していく役目を担いながら、同時に、㉔ノ㉕が対比のために置かれたところからすると求婚歌もたらされた方法に対する不満が浮き彫りになる記述であるともみられるのである。この二面性が新たな問題となつてきた。

この㉔ノ㉕の二面性を説明するには、ここまで最重要視してきた道綱母の求婚歌への思い入れに加えて、道綱母が拘つていたもう一つの要素に着目しなければならない。それが即ち道綱母の物語世界

に対する憧れである。それは、前稿において、神野藤昭夫論並びに秋山虔論を引きながら、さらには上巻序文に分析を加えながら確認しておいたところである。その前稿を受ければ、序文に続く当該場面に籠められた失望を検討する際には、道綱母の若き日の物語世界に対する憧れとその憧れが序文執筆時点までに潰え去ったという側面を視野に入れておく必要があるのである。

そこで㉞④と対比されている㉞①を、森田兼吉の言葉を借りて振り返ると、端的には次のように言えると思う。

例の人の求婚として作者が考えていたのは、少なくとも「なま女などしていはする」というあたり、物語世界に見られるような、ロマンティックなものであった。(傍線は、引用者)

この引用には示されていないが森田も「例の人」の方法を本人に対する求婚と考えているので、最低限まとまな仲介を置いて自分に求婚してくる傍線部のような求婚を当時の道綱母は夢見ている、同時にそれを「例の人」の方法と見做しているのである。

㉞①と㉞④の対比は、物語を読んで㉞①の求婚方法を夢見ていた期待が裏切られたという不満が浮き彫りになる構文であったのだ。しかし、ここで和歌・求婚歌が道綱母にとって最重要であったことを忘れてはならず、第一節末で述べた通り、道綱母にとって求婚方法とはどんな求婚歌がどんな方法で自分にもたらされるかを意味していたことを思い起こしたい。その上で言いたいところ纏める

と次の通りになる。正統な古今調の和歌が求婚歌として贈られてくることとともに、それが物語にあるロマンティックな方法で贈られてくることを道綱母は夢見ていた。が、二つの期待ともに裏切られてくることを道綱母は夢見ていた。㉞①の期待とともに裏切られ、前者に対する不満が求婚歌に焦点が中る当該場面の構文(㉞②と㉞④及び㉞⑤の関係)を生んだ。同時に、焦点が絞られていくうちに後者に対する不満が浮き彫りになる書き方(㉞①と㉞④の対比)が成されていた。このように説明されるのである。

四、物語世界に対する憧れと父親への結婚申し入れ

『蜻蛉日記』本文の主として構文を問題にして考察していく中で、道綱母の物語世界に対する憧れの問題も重要になってきた。ここから次に進むにあたって、第一節からの論の流れを簡潔に整理しておく。第一節で㉞②の書き方から㉞②と㉞④との関係性を指摘して求婚歌に焦点が中っていく構文であることを確かめた。そして第二節で間の㉞①と㉞③の位置づけを考え始めた。そのうち㉞①は㉞④との対比のために置かれているとみた。すると求婚方法(求婚歌もたらされる方法)への不満も同時に浮き彫りになっているのが分かった。よって、㉞④には求婚歌と求婚方法に対する思いが籠められていることになる。そこで、第三節で道綱母の物語に対する憧れにも着目してこの二面性について考察した。

それで、本節では問題を㉞②と㉞④の間に関係性をみる件に

戻して、残った㉑ノ㉒と㉓をどう位置づけるのか、説明を付けておきたい。

まずは構文に着目すれば結論が出せると考える。つまり、㉑ノ㉒からの流れからして叙述の焦点はあくまで㉑ノ㉒から㉓即ち求婚歌にある構文が取られた中で、㉑ノ㉒は㉓に至る前段階を説明したものであると判断される。そして、㉓はというと、前段階の㉒と当該場面の最も重要な内容を描く㉑㉒に直結する㉓を繋ぐ役割を果たしていると見做せる。

このように構文に着目して導き出した結論が妥当であるか、道綱母の内面に踏み込んでさらに検討していく。ところで、当時の貴族の結婚が儀式婚と恋愛婚に分けられるとすれば、兼家は最初倫理に申し入れているからには儀式婚であったことになる。「物語世界に見られるような、ロマンティックな」求婚法は恋愛婚のそれになるから、父親への申し入れも道綱母の夢を破る重大な事柄であった筈である。こう考えると、㉑ノ㉒㉓にも道綱母は強い拘りを抱いたと想定される。ならば、㉑ノ㉒㉓が㉔の前段階の説明乃至繋ぎだとすれば、扱いが軽すぎると言わなければならない。しかし、拙著などで明らかにした通り、道綱母は特異であった点をここでも強調しておきたい。つまり、正統な古今調の求婚歌の到来にとにかく最大の拘りがあったところが重要なのである。その点からすると、父親に対する結婚申し入れが如何に重大事でまた不満であっても、父親に

は求婚歌は託されなかった点は見逃すわけにはいかない。騎馬の武官が届けてきた1番歌が最初の求婚歌であるからには、そこに焦点が中る記述を目指すのは、道綱母にしたら当然だと言っても過言ではない。

これらのことが、焦点は㉑ノ㉒にあり、重大な事柄であった筈の㉑ノ㉒は㉓の前段階の説明になり、㉓が㉒と㉔を繋ぐ役割を担う構文を生んだのである。そうすると、焦点を際立たせるといふことからすれば、最初に父親に結婚申し込みがあった件は省筆した方がより焦点が際立つ構文となったとも思われる。たとえそうであっても、父親への求婚は自分の夢を破ることに繋がるのは確かで、道綱母は完全に省筆してしまう気にもならなかったであろう。それで、父親への申し入れにも触れながら、焦点がそこには中らない構文が生まれたと説明されるのである。

以上の考えは、当該場面は贈答歌を交わすことによって兼家と愛情確認がなされること（「はじめに」でも言及した篠塚論の言葉借りて言えば「歌物語的世界」の構築）への期待とその期待が裏切られていく様が描かれる上巻前半部の「序段」の役割を果たしているとの読みと合致してくるものである。次に、その点を説明しておく。

まず㉑ノ㉒ではこれから述べる内容を先取りする表現がわざわざなされていた。その先取りする内容とは、厳密には㉑ノ㉒の騎馬の武官を介して自分に求婚歌がもたらされた所までであるが、㉓に引

き続く①で記される料紙も筆蹟も酷いものだった（紙なども例のやうにもあらず、いたらぬ所なしと聞きふるしたる手も、あらじとおぼゆるまで悪しければ）という内容や、さらには求婚歌（一番歌）に対する不満までも道綱母の意識の中には含まれていると見做されるのである。結局当該場面は「物語世界に見られるような、ロマンティックな」方法で理想的な求婚歌が到来するのを夢見ていた道綱母の不満を中心に叙述されているのが分かり、それは上巻前半部の内容、特に結婚成立後の和歌の力に縋れないような内容を象徴していると言えるのである。そんな中で、和歌が届けられない①②③は前段階の説明乃至繋ぎの位置づけにあるわけである。

ここまで論じてくると、前稿の注（17）で示した『一条摂政御集』との比較から出てきた予想に修正を加える必要が出てきた。注（17）では、『一条摂政御集』冒頭の八つの段から成る歌物語的部分の一段目は八つの段で描かれるテーマを冒頭で提示する序文・序段の役割を担っていて、当該場面が上巻前半部の序段の役割を果たしているのと似た様相を示しているところに着目し、相違点として、伊尹は意識して成したと思われるのに対して、道綱母は意識して当該場面に序段の役割を持たせたわけではなからうと予想した。しかし、本稿におけるここまでの考察を経ると、道綱母も充分に意識していた可能性も大きくなってきた。この点の検討は後日を期したい。

五、通説の検討

次に①と②が対比されているという見方があり、この見方についている論者が多数を占めているので検討しておく必要がある。すると、森田兼吉が文脈も視野に入れながら論じているので、ここでも森田論を引いておきたい。森田は、兼家の求婚方法に対する道綱母の「不満」を次の三点に要約する。

一、「例の人は、案内するたより、もしはなま女などして」求婚の意を伝えさせるのに、兼家は直接「たはぶれにもまめやかに」父倫寧に伝えたこと。

二、「びなきことといひつるをも知らず顔に」馬に乗った人を使として、門をたたかせたこと。

三、「紙なども例のやうにもあらず」、筆跡も「あらじとおぼゆるまで」よくなかったこと。

「一」の纏め方からして、①と対比されているのは①②になるとの考えだ。そして森田は、私同様①では仲介を置いて本人に求婚された点を取り沙汰されていると考え、②では仲介なしで直接父親に求婚申し入れがあった点が対比的に問題にされていると説明しつつ、「これらの中で不満の根幹をなすのは一であらう」と言う。

①と②が対比されているとるのは、連続している二つの記

述が対比されているとみるのだから、素直な解だとは言えよう。先学の多く（前稿の私も含めて）がそうするのも無理はない。しかし、この解では幾つかの問題があると、本稿の検討を経た今は考える。

一つは、㉠ノ②の後の内容を先取りした表現や㉡ノ②③、特に③などはどうなるかである。㉢ノ①と対比して㉢ノ②に不満の根幹が書かれているのなら、㉠ノ②の先取りする内容もここまでになると思うのであるが、それでは不自然なのは先に述べた。また、㉢ノ③の文脈上の位置づけについても、森田論ではどうも説明がないようだし、浮いてしまふと言わざるを得ない。

そもそも、森田論は工藤重矩の一夫一妻制論を批判しながら当時の婚姻制度を考察する中で当該場面も読み取ろうとしているものである。²²ここでまた道綱母の内面の問題に入ると、前節での検討の通り、婚姻制度が如何なるものであっても、求婚された当時の道綱母にとってそれは二の次の問題であると考えなくてはならない。よって、婚姻制度に重点を置いて当該場面を読むのは、当該場面の読み取り方として有効であるか疑問なのである。

その点㉠の①と㉡の対比を読み取っている諸注釈などは特段婚姻制度と絡めての読み取りを示しているわけではないが、㉢の①と㉡が対比されているとすれば道綱母の不満の意識は倫寧に結婚申し入れがなされたところにあったがごとくで、それでは道綱母の和歌に対する拘りや物語に対する憧れを見失ってしまうであろう。

おわりに

本稿は、題名にも「追考」と加えて前稿に引き続き論考を展開したものである。稿を閉じるに当たり、前稿に付け加わった点なるべく端的に纏めておく。その前に、本稿で示した私の読みを、㉠と㉢の本文を改めて加工した上で示せば次のようになる。

㉠ へさて、あはつけかりしすぎごとものそれはそれとして、
柏木の木高きわたりより、かくいはせむと思ふことありけり。

例の人は、

案内するたより、または、なま女などして、いはすることこそ

そあれ、

これは、

【親とおぼしき人に、たはぶれにも、まめやかにも、ほのめかししに、「便なきこと」といひつるをも、知らず顔に、】

馬にはひ乗りたる人して、打ちた、かす。

山括弧内は前触れで、それ以下が本題である。本題の中でも骨格は波線部で、㉠波線部で先取りする形で述べられた内容の重点が㉢波線部となるが、ここに引かなかつた㉢㉠の内容は㉢波線部に切れ目なく直結するので、㉠波線部は実質的には当該場面の最も重要な

内容を描く③④までも包み込んでるのである。また、⑤波線部と対比するために「例の人」の方法が述べられており、隅付き括弧内は⑤波線部の前段階の説明となる。

さて、前稿でも本稿でも、当該場面に對する次のような位置づけを目指している。正統な古今調の修辭技巧で彩られた和歌を遣り取りすることで兼家との愛情を確認したいという道綱母の願いと、そんな願いは結婚成立後は成就することなく崩壊に向かっていく有様が上巻前半部には描かれている。当該場面は上巻前半部の内容を象徴的に先取りしている「序段」の役割を果たしている。

この位置づけを固めるにあたって、前稿では⑤にある「いとぞあやしき」の意味するところを中心に考察した。その結果、上巻前半部に表されている道綱母の和歌に対する強い拘りが、少し曖昧になってしまった感がする。つまり、「いとぞあやしき」は⑤ノ②や④、それに「いとぞあやしき」も含まれる⑥の一文目に対する不満が吐露されているわけだから、どちらかというところ求婚歌が届けられる方法に対する不満の吐露になる。そこを拙著では「ここでは歌の遣り取りよりも、兼家の求婚の仕方が気に食わないという道綱母の不満が目立ちます。」などと説明したりもした。それに対し本稿では、部分部分の解釈にも気を付けながら、また前稿に引き続き道綱母の内面にも目を配りながら、特に④⑤の構文に着目して読解し、やはり当該場面も、求婚歌に焦点が当てられているのだと確かめたもの

である。今引いた拙著の説明も、表面を読み取ったものとして、訂正しなければならぬ。

注

(1) 『蜻蛉日記』上巻前半部の「序段」としての求婚場面―鈴木隆司論への疑問とともに―(『国語国文』82巻10号・二〇一三年一〇月)。以下、「前稿」というのは、この論文を指す。

(2) 『蜻蛉日記』の引用は、宮内庁書陵部蔵桂宮本を底本にする柿本堯『角川文庫蜻蛉日記』(一九六七年一月)により、一部表記を改めた。和歌には通し番号を付しておいた。ここで本稿で言及する諸注釈を、本稿で用いる略称とともに列挙しておく。

『講義』―喜多義勇『蜻蛉日記講義』(一九三七年二月・武蔵野書院)

『全講』―喜多義勇『全講蜻蛉日記』(一九六一年二月・至文堂)

『注解』―秋山虔、上村悦子、木村正中『蜻蛉日記注解二』(『国文学解釈と鑑賞』27巻7号・一九六二年六月・至文堂)

『全注釈』―柿本堯『蜻蛉日記全注釈上巻』(一九六六年八月・角川書店)

『全評解』―村井順『かげろふ日記全評解上』(一九七八年二月・有精堂)

『集成』―犬養廉『新潮日本古典集成蜻蛉日記』(一九八二年一〇月)

『ほるぶ』―増田繁夫『日本の文学古典編蜻蛉日記』(ほるぶ出版・一九八六年九月)

(3) 新典社新書『和歌を力に生きる―道綱母と蜻蛉日記―』(二〇〇九年一〇月)。以下、「拙著」というのは、この著書を指す。

(4) 『歌物語的世界の崩壊と蘇生』(『形成』一九七七年七月)。

(5) 『集成』の「かくいはずと思ふことありけり」に対する注。

(6) 例えば『全注釈』は、「出立したと、事の結末までいって、つぎに筆を返して、

出立に至るまでの委細を述べる。この当時の作品に多い書きぶり。」と指摘する。

(7) ④ノ④に描かれる使者は兼家の随身の武官であるとの指摘が「全注釈」などにある。時に兼家は右兵衛佐であった。

(8) 『蜻蛉日記作者右大将道綱母』(一九八三年四月・新典社)。

(9) 兼家の歌にある「時鳥」は道綱母を譬えるとみえ諸注一致するが、小町谷照彦『蜻蛉日記』の和歌と表現(『女流日記文学講座第二巻蜻蛉日記』一九九〇年六月・勉誠社)は、兼家自身を譬えている可能性を指摘し、「その方が道綱母の返歌との一貫性がある」と言って和歌で時鳥が男の譬えとなる例を幾つか引いている。もしそうなら、④ノ②は、「柏木の木高い所に止まっている時鳥(身分の高い男)があなたと語りたいたいという歌を詠み掛けてきた」ことを示唆しているとれる。

(10) 「例の人」は世間の一般の人を指すとみる通説に従う。

(11) 前稿においては③ノ①がどこと対比されているかについて深く考えないまま、③ノ②との対比のために持ち出されていると言だけ触れたのであるが、本稿では考えを改める。

(12) 「一夫一妻制としての平安文学」『かげろふ日記』と「源氏物語」(『平安朝の結婚制度と文学』一九九四年二月・風間書房)。元、「一夫一妻制としての平安文学補説―近年の婚姻研究の紹介をかねて」(『語文研究』69・一九九〇年六月)。

(13) 「道綱母の結婚―一夫一妻制論を考える」(『日記文学の成立と展開』一九九六年二月・笠間書院)。元、「道綱の母の結婚―一夫一妻制論を考える」(『日本文学研究(梅光女学院大学)』24・一九八八年一月)と、「女流日記文学研究の現在と課題」『かげろふの日記』をめぐって(『国学院雑誌』92巻1号・一九九一年一月)。なお、本稿においてはたびたび森田論に言及するが、すべて同論文による。

(14) 「講義」の【語釋】と「注解」の【注解】の一部分を私に繋げた。

(15) 「全注釈」の【語釈】と【訳】の一部分を私に繋げた。

(16) 諸注釈を見ると、古くは道綱母側で騒いだとするものが大半だったが、「全注釈」あたりから使者が騒いだとするものばかりに変わる。なお、後の注釈に影響を与えたと思う「全注釈」も、兼家が騎馬の武官を遣わした件について、「非礼な態度と云うべきものではなかったやうで、作者は首をかしげながらも不快を感じていないやうである」と想定するが、この想定は当たらないであろう。他の注釈は、だいたい④ノ②に書かれていることも含めて「こんな求婚のしかたをされた作者の方では、ひどいショックだったと思う」という「全詳解」のようにみている。この部分については「全注釈」に従っていない。私も同感である。

(17) 「蜻蛉日記と物語文学」『一冊の講座蜻蛉日記』一九八一年四月・有精堂。

(18) 「蜻蛉日記と更級日記―女流日記文学の発生―」(『国文学解釈と教材の研究』26巻1号・一九八一年一月・學燈社)。

(19) 「注解」の「鑑賞・批評」欄に、「作者にとつては、求婚の文はあくも優美なムードをたたえたものであるはずであった。作者は少女時代から親しんだあれこれの多くの物語などによつて、そう教えられ、そう信じ空想していたのであろう。」という想定が述べられている。また、「兼家のやりかたはまったく高飛車な型破りなものであった。しかも、かれがありきたりの凡々たる男でなく、歴とした豪家名門の貴公子であるだけに、長年にわたりつちかわれてきた作者の心の中のイメージは破れたのである。こうして、処女時代の夢や期待を追放するきびしい現実生活の扉はひらかれるのである。」とも述べられている。

(20) 兼家の求婚歌に対する道綱母の不満については、拙著及び前稿注(23)で言及した。なお、小町谷照彦(注9に同じ)は、1・2番歌を引いて「古物語から得たらしい、道綱母の結婚についての夢想が瓦解してくる現実の

体験の第一段階でもある」と指摘している。

(21) 『一条摂政御集』「とよかけ」の部のテーマ設定」(『古代中世文学論考』二〇〇九年一〇月・新典社)、及び新典社新書『紫式部・定家を動かした物語―謙徳公の書いた豊蔭物語―』(二〇一〇年九月・新典社)で詳述した。

(22) 森田は㉔ノ①と㉕が対比されているとみて疑っておらず、工藤重矩「一夫一妻制としての平安文学―かげろふ日記と源氏物語―」(『文学』55巻10号・一九八七年一〇月)でも㉔ノ①と㉕が対比された読みが示されているという。即ち、㉔ノ①は仲介を置いて親に求婚して合法、㉕は仲介なしで直接親に求婚して違法で、これらが対比されて道綱母は違法な方法に不満である、と工藤論を説明し批判を加えている。もしこの説明を通すならば、㉔ノ②傍線部と近接している㉔ノ①傍線部を違う意味にとらなければならず、その点は無理であることは既に述べた。が、それより、森田が示した工藤論の把握は、工藤自身によって誤解であるとの反論がなされている。実は、先に示した㉔ノ①は㉔ノ④と対比されているという工藤の読み方は、その反論の中で提示されたものである。そこで述べられた工藤の考えをもう少し追うと、㉔ノ②で兼家が直接倫寧に申し入れたのは適法ではないので確かに問題だが、道綱母の不满はその点にはなくて㉔ノ④にあると当該場面の文面からは読み取れると述べるのである。私は兼家の方法が律令に適っているか否かは問題にならないと考えるが、道綱母が㉔ノ②を問題視しながらも不満の重点を㉔ノ④に置く書き方がなされているとの読み方は工藤と一致する。ちなみに、さらに森田が工藤の反論を退けているのは第二節で述べた通りである。